

一般社団法人 日本金融・証券計量・工学学会

定 款 細 則

一般社団法人日本金融・証券計量・工学学会 定款細則

第1条 本学会は、個人会員と法人会員からなる。参加資格は、本学会の設立趣旨に賛同するものとする。個人会員は、正会員、学生会員及び名誉会員からなる。法人会員は口数で加入し、1法人1部局（機関）2口までとする。

第2条 会員は以下の特典を与えられる。

- (1) 日本金融・証券計量・工学学会誌（和文会誌）について、個人正会員は1部無料で配付される。また、法人会員は1口あたり1部を無料で配付される。
- (2) 英文会誌 Asia-Pacific Financial Markets について、個人正会員は電子ジャーナル版へのアクセス権が無料で付与される。また、法人会員は1口あたり冊子体1部を無料で配付される。
- (3) 本学会が主催、研究発表会等の国内学術的会合への参加については、以下のよう定める。
 - (ア) 個人正会員、学生会員、名誉会員とも原則有料とし、その料金は予め会員に通知されるものとする。
 - (イ) 法人会員は、研究発表会については1口の場合3名まで、2口の場合5名までが無料で参加できるものとし、それを超える参加者については個人正会員と同額の料金で参加できるものとする。また、研究発表会以外の会合への参加は原則有料とし、その料金は予め会員に通知されるものとする。
- (4) 本学会が主催国際的学術的会合への参加については、個人正会員、学生会員、名誉会員、法人会員とも原則有料とし、その料金は予め個人正会員、学生会員、名誉会員、法人会員に通知されるものとする。

2 各種料金については、理事会の議決を経て代議員会が決定する。

第3条 学生会員及び法人会員は、選挙権および被選挙権をもたない。名誉会員は被選挙権をもたない。

第4条 入会にあたっては、入会金及びその年度の会費を納めなければならない。

第5条 会員の年会費は以下のように定める。

- (1) 関東地域（東京都、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、山梨県、神奈川県）に連絡先住所がある個人正会員は11,000円とする。
- (2) 上記以外の地域に連絡先住所がある個人正会員は8,000円とする。
- (3) 学生会員は3,000円とする。

- (4) 法人会員の年会費は、1 口 70,000 円、2 口は 100,000 円とする。
 - (5) 名誉会員は無料とする。
 - 2 入会金は、個人正会員は 2,000 円、学生会員は 500 円、法人会員は 1 口 10,000 円とする。
 - 3 会費を 3 年以上滞納した者は、理事会の議決により退会したものとみなすことがある。会費滞納により退会処分となった者の再入会は、未納分の全納をもって許可する。
 - 4 個人正会員より海外赴任等やむを得ない事情により休会の申し出がある場合には、理事会の議決により休会扱いとし、その間年会費支払いを免除することができる。
- 第 6 条 正会員であって、本学会もしくは本学界に大きな貢献のあった者は、次項以下に定める手続きを経て名誉会員とすることができる。
- 2 名誉会員候補は、理事または 10 名以上の正会員の推薦に基づき、定款第 5 条第 3 号および前項に照らして、理事会の審議を経て選考される。
 - 3 代議員会は、第 2 項の手続により名誉会員候補とされた者を、名誉会員として承認するかどうかを審議する。
 - 4 会長は、代議員会で名誉会員とすることを承認された名誉会員候補に対し、速やかに名誉会員の称号を与える旨を通知し、本人の同意の意思を確認する。名誉会員の称号を受けることに同意した候補者は、正式に名誉会員となる。
 - 5 名誉会員の年会費は無料とする。
 - 6 名誉会員は、本学会が催す研究発表会等の国内学術的会合および国際的学術的会合にて発表する資格が与えられる。
- 第 7 条 本定款細則の変更は、理事会の議決を経て、代議員会が決定する。